



第2次 佐久市農業振興ビジョン

【平成29～38年度】



はじめに

佐久市は、平成 17 年 4 月に佐久市、臼田町、浅科村、望月町が合併し、新市としてスタートして以来、新たなまちづくりを推進してまいりました。また、平成 23 年 8 月には「佐久市農業振興ビジョン」を策定し、“自然の恵み豊かな佐久”の“活力と未来ある”農業づくりを基本目標とし、農業振興に取り組んでまいりました。

合併から 10 年が経過する中、佐久市では平成 28 年度、将来都市像を「快適健康都市 佐久 ～希望をかなえ選ばれるまちを目指して～」とする「第二次佐久市総合計画」を策定し、まちづくりに取り組むこととしています。

農業をめぐる情勢は、コメをはじめとする農産物価格の低迷、高齢化や担い手不足による生産力の低下、野生鳥獣被害の増大や遊休農地の発生、食の安全・安心に対する関心の高まりなど大きく変化しています。

2015 年の農林業センサスによれば、佐久市の総農家数は 7,014 戸で、5 年前と比べ 11.3%減少しました。また、1 経営体当たり耕地面積は 107 アール、率にして 10.3%増加しました。さらに、5 ha 以上の大規模農家は 94 戸と販売農家のわずか 2.6%ですが、耕地面積に占める割合は 5 年前と比べて 6.6%増加して 28.8%となり、農地集積が一層進んでいる実態がうかがえます。

一方、自給的農家は全国平均の 38.3%を大きく上回る 49.2%と総農家数の半分以上を占めており、暮らしとしての農業に携わる大勢の市民の存在が佐久市の特色ともなっています。

その他、数字には表れないものの、雇用労力や大型機械を駆使して経営発展を目指す皆様、農業後継者として新たな品目にチャレンジしている皆様、都会から佐久市へ移住し新規就農された皆様、学校給食応援団として子供たちに食材を提供する皆様等々、農に関する様々な胎動もみられております。

佐久市としましては、このような現状を踏まえ、農業を基幹産業のひとつと位置付けておりますが、なお一層農業を発展させていくためには、農業者が創意と工夫で収益を上げるにより地域農業の成長産業化を目指す「産業としての農業」の振興と、身近に農がある暮らしを通じて人々の健康長寿や生きがいの創出を目指す「暮らしとしての農業」の支援の双方に取り組む必要があると考えています。

そこで、「第二次佐久市総合計画」の実現に向けて、今後の農業振興施策を総合的、計画的に推進するため、「第 2 次佐久市農業振興ビジョン」を策定いたしました。本ビジョンでは「快適健康都市を支える農の力 ～『産業としての農業』と『暮らしとしての農業』の確立～」を目標像として、農に関わるあらゆる皆様と連携、協働し、各種施策の推進に積極的に取組んでまいります。市民の皆様の一層のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本ビジョンの策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました「佐久市農業振興協議会」委員の皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての方々に厚く御礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

佐久市長 柳田 清二



もくじ



第1章 背景と方向性	1
1 趣旨	2
2 農業を取り巻く環境	2
(1) 内外環境の変化	2
(2) 国・県等の動向	4
3 本市農業の目指すべき姿(ビジョン)	5
(1) 本市の概要	5
(2) 本市農業の特色	6
(3) 本市農業の課題	10
(4) 数値目標の達成状況	12
(5) 目指すべき姿(ビジョン)	13
4 位置付け	15
5 計画期間	15
6 構成	16
第2章 基本計画	17
● 施策の体系	18
● 施策の展開	20
1 農業経営基盤の確立 [人]	20
(1) 担い手の育成・確保	20
2 農業生産基盤の整備と維持 [農地]	26
(1) 優良農地の確保と有効利用	26
3 安全・安心な食料の供給 [生産]	30
(1) 収益性の高い農業の確立	30
(2) 6次産業化と地産地消の推進	33
4 活力ある農村づくり [農村]	38
(1) 活力ある農村社会の形成	38
(2) 環境に配慮した農業の推進	41
● 数値目標	43
● 地域ごとの農業振興方針	44

第1章 背景と方向性



1 趣旨

佐久市は、冷涼な気候や豊富な水資源などの恵まれた自然環境を生かし、米を中心に、野菜、果樹、花き等、多様な品目を生産する県下有数の農業地域です。

本市の農業は、市土の 2 割を占める農地を良好に維持し、農業者の生活を支え、市民はもとより広く消費者に食料を供給する基幹産業であると同時に、身体を動かし、土に触れ合うなど、農を通じた生きがいつくりや健康づくりにより、市民の心身の健康の支えとなる重要な役割を担っています。

本市では、平成 23 年に「佐久市農業振興ビジョン」を策定し、各種の農業振興施策に取り組んできました。しかし、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、本市の農業の現状と課題を踏まえて、改めて農業振興のための農業政策のあり方を検討するとともに、あるべき本市農業の姿（ビジョン）を示し、そのために取り組む施策を明らかにするため、ここに「第 2 次佐久市農業振興ビジョン」を策定し、本市農業の目標像である

快適健康都市を支える農の力「産業としての農業」と「暮らしとしての農業」の確立

の実現を目指すものです。

2 農業を取り巻く環境

（1）内外環境の変化

ア 少子高齢化、人口減少の急速な進行

国の総人口は、平成 27 年の国勢調査から減少局面に転じ、その減少スピードは、今後加速度的に高まっていくと推計されています。2025 年（平成 37 年）には、国民の 3 人に 1 人が 65 歳以上、5 人に 1 人が 75 歳以上という超高齢社会を迎える中、生産年齢人口の減少による経済活力の低下や社会扶助構造の崩壊等が懸念されます。

この傾向は農業分野において特に顕著であり、平成 27 年の農林業センサスでは、農業従事者数は 5 年前と比して約 2 割減少するとともに、農業就業人口の 6 割が 65 歳以上、3 割が 75 歳以上、平均年齢は 66.4 歳と、高齢化も進行しています。

イ 価値観、ライフスタイルの多様化

社会が成熟期を迎え、これまで重視されてきた「物の豊かさ」より、「心の豊かさ」を求める意識が高まっています。農村特有の自然と調和した暮らしに注目が集まる中、それらのニーズを農村社会の活力につなげる方策が求められています。

また、社会環境の変化や生活利便性の向上に伴い、暮らし方、働き方の選択に自由度が

増す一方で、人間関係や地域社会への関わりが希薄化しており、地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。

ウ 安心、安全を求める意識の高まり

食品の不正表示問題、有害物質による輸入食品の汚染、高病原性鳥インフルエンザやBSE(牛海綿状脳症)の発生などを契機に、食の安心、安全に対する関心が高まっており、消費者に安全性等を重視した購買行動が見られるようになってきています。

また、大規模地震や噴火などの相次ぐ自然災害の発生、社会保障制度に対する将来不安などにより、社会全体の安心、安全を求める意識が高まっています。

エ 経済のグローバル化

経済のグローバル化の進展等により、国内産業は厳しい国際競争にさらされています。

特に農業分野においては、経済連携協定(EPA)¹や自由貿易協定(FTA)²網の拡大の流れの中で、農産物の自由化圧力が高まることが予想される中、経営規模等の制約からコスト競争力の弱い地域農業は大きな打撃を受けることが確実視されており、農業の体質強化の対策が急がれています。

オ 地球環境問題、エネルギー問題の深刻化

地球温暖化は、自然災害の発生、健康へのリスク、農業生産への影響など、様々な課題を世界規模で顕在化させています。

この課題解決のためには、低炭素化社会を目指した地域単位の取組が重要であり、農山村に賦存する資源や新エネルギーの活用の促進、農地での温室効果ガスの吸収機能、化学肥料や農薬の使用低減などを進め、農業の持つ物質循環機能を十分に発揮していくことが求められます。

カ 農産物価格の低下と農業所得の減少

農産物価格は、人口減少を背景とした消費の減少等により低下し、今後も国内需要や価格の大きな伸びが期待できず、また輸入自由化の進展により一層の価格下落も視野に入れざるを得ない状況にあります。さらに、新興国における需要拡大の影響で、農業生産資材価格の高止まりが懸念されています。

このような背景の中、十分な農業所得を得ている農家は少数であり、地域農業の衰退の大きな要因となっています。

¹ 経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement) : 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

² 自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement) : 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

キ 農業、農村の担うべき社会的役割の変化

農業や農村は、食料の供給はもとより、その生産活動や環境を通じ、美しい農村景観の形成、水源のかん養、自然環境の保全など、多面的な機能を有しています。

また、価値観やライフスタイルの変化により、農業や農村に関わる暮らしを求め、Ｉターン・Ｊターンによる移住者や定年帰農者が増加するとともに、農業体験や農村交流などの余暇活動が活発化しています。

(2) 国・県等の動向

国では、食料・農業・農村基本法に基づき、平成 27 年 3 月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定しました。

この中で、食料・農業・農村をめぐる情勢として、国内の農業従事者の高齢化や人口減少、世界的な食料逼迫やグローバル化の進展、消費者ニーズの高度化や多様化、農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化等の課題を掲げ、これに対し、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を車の両輪として、食料の安定供給の確保、農業の持続的発展、農村の振興などの各種施策を講じていくこととしています。

また、多国間や二国間における経済連携協定・自由貿易協定締結の進展等、世界経済の中で我が国の農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、「攻めの農林水産業」に向けた新たな政策を打ち出し、需要フロンティアの拡大、バリューチェーン³の構築、生産現場の強化、多面的機能の維持・発揮等によりこの局面に対応し、農業の成長産業化を実現していくこととしています。

一方、県においては、これらの国の農業・農村政策の転換を踏まえ、平成 25 年に策定した「第 2 期長野県食と農業農村振興計画」を平成 27 年に一部改定しました。

この中で、これまでの総合的な農業振興策に加え、農地の担い手への集積の加速化、稲作経営体の経営多角化や安定化の推進、農産物の輸出強化等、国策を最大限に活用し、また一丸となった施策の強化を明確にし、農業・農村の構造改革への取組を加速化することで、食と農業・農村を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しようとしています。

³ バリューチェーン： 農業と、食品産業をはじめとする異業種との新たな結合により、その価値を大きく高めながら消費者に結びついていく繋がり概念

3 本市農業の目指すべき姿（ビジョン）

（1）本市の概要

ア 位置・自然

本市は、長野県の東部（東信地域）、県下4つの平の一つである佐久平に位置し、北に浅間山、南にハヶ岳連峰を望み、蓼科山・双子山（ハヶ岳中信高原国定公園）、荒船山（妙義荒船佐久高原国定公園）に囲まれ、千曲川が南北に貫流する自然環境に恵まれた高原都市です。

面積は423.51k㎡で、市域は東西32.1km、南北23.1kmに及び、気温の較差が大きく降水量が少ないなど、典型的な内陸性気候を示す高燥冷涼地です。

特に、年間を通して晴天率が高く、国内でも有数の日照時間が多い地域です。

データ 気候（年度：平成27年度 単位：mm、℃、時間）

区分	降水量	気温			日照時間
		平均	最高	最低	
佐久市	835.5	11.5	36.5	-11.6	2,105.2
長野市	1,057.5	12.8	36.5	-7.6	1,947.3
東京都	1,781.5	16.4	37.7	-2.4	1,966.6

（気象庁）

イ 人口

平成27年の本市の人口は99,368人、世帯数は38,487世帯で、県内第5位の人口規模を有していますが、平成22年に比べ人口が1.2%減少しており、昭和45年以降増加傾向で推移してきた人口が、45年振りに減少に転じました。

また、老年人口（65歳以上）は28,506人で、高齢化率は29.0%となり、平成22年の25.9%から3.1ポイント上昇するなど、急速に高齢化が進行しています。

さらに、人口減少の中で世帯数が3.9%増加するなど、高齢者を含めた単身世帯等が増加しています。

データ 人口（年：平成27年 単位：人、%）

区分	平成27年	平成22年	増減数	増減率
総数	99,368	100,552	▲1,184	▲1.2
男	48,454	49,090	▲636	▲1.3
女	50,914	51,462	▲548	▲1.1
年少人口（15歳未満）	13,121	14,407	▲1,286	▲8.9
生産年齢人口（15-64歳）	56,755	60,019	▲3,264	▲5.4
老年人口（65歳以上）	28,506	25,985	2,521	9.7

（国勢調査）

データ 世帯数 (年：平成 27 年 単位：世帯、%)

区分	平成 27 年	平成 22 年	増減数	増減率
総数	38,487	37,032	1,455	3.9

(国勢調査)

ウ 土地

地目別の土地面積では、総面積 423.51k m²に対し、田が 44.96 k m²、畑が 41.60 k m²と、全体の約 20%を占めています。しかし、中山間地を中心に農地の遊休荒廃化が進行しており、耕地面積は田が 39.10 k m²、畑が 26.20 k m²と、大きなかい離が生じています。

データ 地目別土地面積 (年：平成 27 年 単位：k m²)

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
423.51	44.96	41.60	24.13	170.77	27.94	114.11

(佐久市税務課調)

データ 耕地面積 (年：平成 27 年 単位：k m²)

耕地面積	田	畑
65.30	39.10	26.20

(作物統計)

(2) 本市農業の特色

ア 県内有数の穀倉地帯

本市は、平坦な地形や豊富な水資源を活用し、古くから水稻を中心とした水田農業が営まれ、県内でも有数の穀倉地帯となっています。

全国トップクラスの反収を誇るばかりでなく、品質的にも優れ、特 A 米として全国各地で販売されています。

また、「五郎兵衛米」をはじめとしたブランド米、農薬や化学肥料を抑えた特別栽培米、水田鮎の養殖田で栽培される「ふな米」など、安全で特色ある米の生産が行われています。

データ 水稻の作付面積及び収穫量 (年：平成 28 年 単位：ha、t、kg)

区分	作付面積	順位	収穫量	順位	10a 収量	順位
全国	1,478,000	-	8,042,000	-	544	-
長野県	32,700	-	204,000	-	624	-
安曇野市	3,080	1	19,800	1	644	8
佐久市	2,940	2	19,200	2	654	5
松本市	2,750	3	18,100	3	656	2

(農林水産省関東農政局調)

イ 気候、自然環境を生かした園芸作物・水産物生産

豊富な水量、冷涼な気候、日照時間の長さ、昼夜の寒暖差など、気候や恵まれた自然環

境などの地域ごとの特長を生かし、様々な園芸作物(野菜、果樹、花き、特産等)や水産物が生産されています。

野菜は、八ヶ岳山麓の標高 1,000m 前後の高原地帯においてハクサイ、キャベツ、レタスなどの高原野菜が、平坦地、丘陵地を中心にミニトマトやズッキーニを始めとした果菜類等が生産され、県内でも屈指の生産地となっています。

本市の特長的な気候は、果樹においては糖度の高さや色づきの良さなどをもたらし、リンゴ、モモ、プルーンなどが市場で高い評価を受けています。また、花きにおいては発色や日持ちの良さをもたらし、キク、カーネーション、トルコギキョウなどの生産が盛んです。

また、雄大な自然に囲まれた八ヶ岳山麓等で飼育される乳用牛、肉用牛など、良質な畜産物を供給しています。

千曲川の清流を利用した内水面漁業は、古くから本市の代表的な特産物として全国に名高い佐久鯉のほか、信州サーモンやシナノユキマスなど新たな魚種のブランド化が図られています。また、水田で育てられた小鮒を用い各家庭で作られる「鮒の甘露煮」は、本市の秋の風物詩となっています。

データ 農業産出額 (年：平成 26 年 単位：千万円、%)

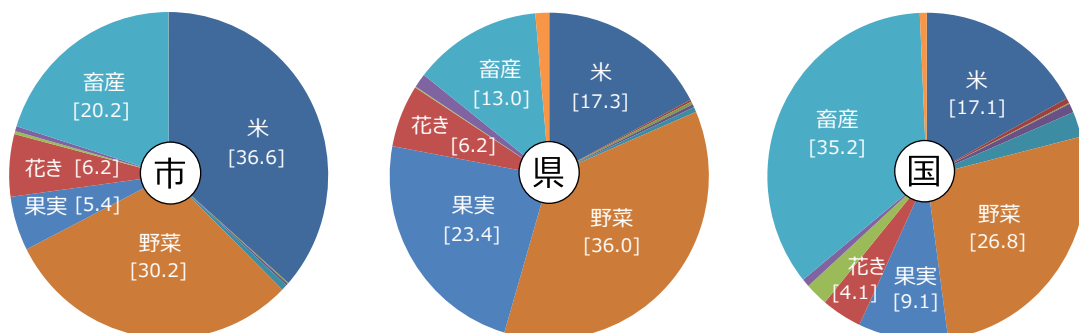
区分	佐久市		長野県	全国
	産出額※	比率	比率	比率
米	380	36.6	17.3	17.1
麦類	0	0.0	0.2	0.5
雑穀	1	0.1	0.3	0.1
豆類	2	0.2	0.3	0.9
いも類	6	0.6	0.5	2.5
野菜	313	30.2	36.0	26.8
果実	56	5.4	23.4	9.1
花き	64	6.2	6.2	4.1
工芸農作物	3	0.3	0.1	2.3
その他作物	5	0.5	1.4	0.8
耕種 計	828	79.8	85.7	64.1
肉用牛	79	7.6	3.2	7.1
乳用牛	50	4.8	5.2	9.6
牛乳	46	4.4	4.7	8.3
豚	33	3.2	2.3	7.6
鶏	23	2.2	1.8	10.2
鶏卵	23	2.2	0.9	6.1
ブロイラー	0	0.0	0.9	-
他畜産	25	2.4	0.4	0.7
畜産 計	209	20.2	13.0	35.2
加工農産物	0	0.0	1.4	0.7
合 計	1,037	100.0	100.0	100.0

(生産農業所得統計)

※ 市の産出額は、農林水産省による推計値である

※ 各項目の集計値と合計は、端数処理の関係で一致しない場合がある

グラフ 農業産出額（単位：％）



ウ 農業従事比率の高さ

本市の総農家数は 7,014 戸で、平成 22 年の調査時からマイナス 11.3%と、その減少に歯止めがかからない状況にあります。1 経営体当たりの耕地面積は増加傾向にあり、営農規模拡大は徐々に図られつつありますが、全国、長野県平均と比べて小規模農家が多いことがうかがえます。

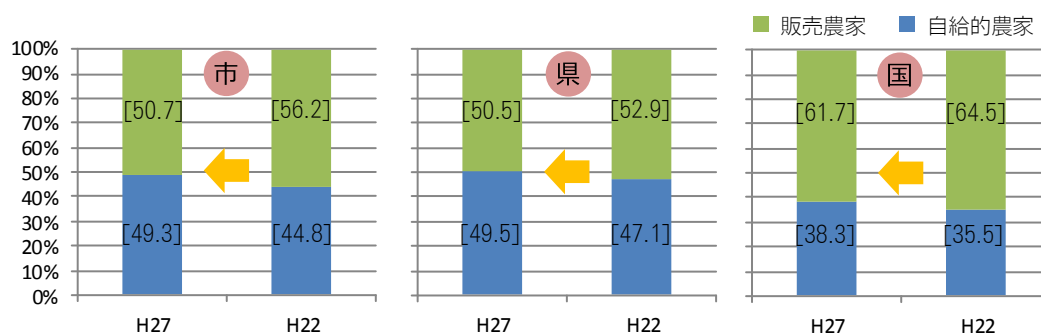
一方で、農家数が減少する中においても自給的農家数はほぼ横ばい傾向にあり、販売農家から自給的農家へ、自給的農家から廃業へという流れが一定割合で存在し、依然として多くの方が農業に関わり合っていることが見てとれます。

データ 総農家数（年：平成 27 年 単位：戸、％）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減率	増減率	増減率
総農家	7,014	7,905	▲11.3	▲10.7	▲14.7
販売農家	3,562	4,444	▲19.8	▲16.6	▲18.5
自給的農家	3,452	3,461	▲0.0	▲0.4	▲0.8

（農林業センサス）

グラフ 販売農家と自給的農家の割合の推移（単位：％）

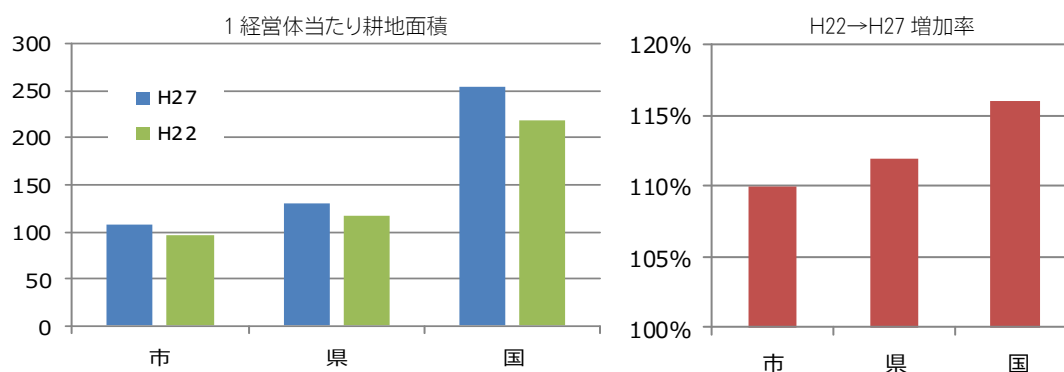


データ 1 経営体当たり耕地面積（年：平成 27 年 単位：a、％）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減率	H27	H27
耕地面積／経営体	107	97	10.3	131	254

（農林業センサス）

グラフ 1 経営体当たり耕地面積の推移（単位：人、％）

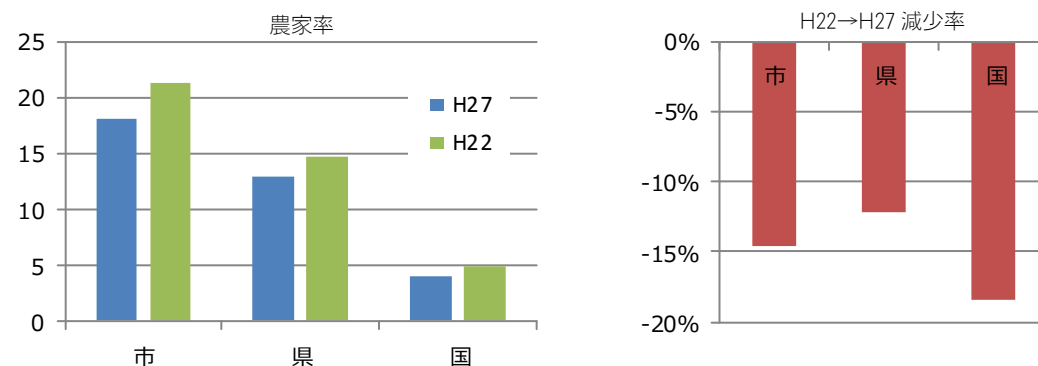


データ 農家率（年：平成 27 年 単位：人、％）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減率	H27	H27
総世帯数	38,487	37,032	3.9	807,108	53,448,685
総農家数	7,014	7,905	▲11.3	104,759	2,155,082
農家率	18.2	21.3	-	12.9	4.0

（農林業センサス・国勢調査）

グラフ 農家率の推移（年：平成 27 年 単位：人、％）



エ 健康長寿と農業の関わり

本市は、平均寿命が全国の市町村の中で男女とも 20 位以内に入るなど、全国屈指の健康長寿都市として注目されています。

この健康長寿は、気候、文化、食生活、保健活動、医療環境などの様々な要因が複合的に関わりあい、長い期間をかけて醸成されてきたものですが、総農家数の多さ、高齢者や女性の就業率の高さなど、「農業に携わる市民が多い」という特徴も要因の一つと考えられています。

データ 平均寿命 (年：平成 22 年 単位：歳)

男 性				女 性			
順位	都道府県	市区町村	平均寿命	順位	都道府県	市区町村	平均寿命
1	長野県	北安曇郡松川村	82.2	1	沖縄県	中頭郡北中城村	89.0
2	神奈川県	川崎市宮前区	82.1	2	島根県	鹿足郡吉賀町	88.4
3	神奈川県	横浜市都筑区	82.1	3	北海道	有珠郡壮瞥町	88.4
4	長野県	塩尻市	82.0	4	熊本県	菊池郡菊陽町	88.3
5	沖縄県	島尻郡南風原町	81.9	5	福岡県	太宰府市	88.3
6	静岡県	浜松市北区	81.9	6	石川県	石川郡野々市町	88.3
7	長野県	北安曇郡池田町	81.9	7	沖縄県	豊見城市	88.3
8	神奈川県	横浜市青葉区	81.9	8	沖縄県	中頭郡中城村	88.3
9	東京都	杉並区	81.9	9	福岡県	糟屋郡須恵町	88.2
10	長野県	諏訪市	81.8	10	東京都	杉並区	88.2
11	東京都	小金井市	81.8	11	沖縄県	八重山郡竹富町	88.2
12	長野県	下伊那郡高森町	81.8	12	山口県	熊毛郡平生町	88.2
13	長野県	下伊那郡阿智村	81.8	13	神奈川県	足柄上郡開成町	88.1
14	長野県	伊那市	81.7	14	沖縄県	島尻郡伊平屋村	88.1
15	長野県	佐久市	81.7	15	沖縄県	中頭郡嘉手納町	88.1
16	静岡県	浜松市浜北区	81.7	16	広島県	安芸高田市	88.1
17	長野県	東筑摩郡筑北村	81.7	17	岡山県	岡山市東区	88.0
18	北海道	河東郡音更町	81.7	18	熊本県	阿蘇郡西原村	88.0
19	長野県	木曽郡木曽町	81.6	19	長野県	佐久市	88.0
20	長野県	北佐久郡軽井沢町	81.6	20	神奈川県	横浜市青葉区	88.0

(市区町村別生命表)

データ 女性・高齢者就業率 (年：平成 22 年 単位：人、%)

区分	佐久市	長野県	全国
女性就業率	47.1	49.5	44.7
高齢者就業率	25.1	26.7	20.4

(労働力調査)

(3) 本市農業の課題

ア 農業従事者の減少・高齢化

前述のとおり、本市の農家数は前回調査比で 11.4%減少しています。また、普段仕事として自営農業に従事した農業者数(基幹的農業従事者数)は、前回調査比で 14.8%の減少と、県や国の動向と比べても減少率が高くなっているなど、農業従事者の減少は深刻な状況です。

また、その平均年齢は 70.7 歳と、県、国の平均年齢よりも高く、高齢化の傾向はより顕著になっています。

データ 基幹的農業従事者数（年：平成27年 単位：人、%）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減率	増減率	増減率
農業従事者数	3,982	4,674	▲14.8	▲11.7	▲14.5

（農林業センサス）

データ 基幹的農業従事者の平均年齢（年：平成27年 単位：歳）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減	H27	H27
平均年齢	70.7	70.3	0.4	69.1	67.0

（農林業センサス）

イ 荒廃農地の拡大

農業従事者の減少や高齢化、農業所得の低迷等により担い手が不足し、また野生鳥獣被害の増加がそれに拍車をかけ、立地条件の悪い山間地域を中心に農地の荒廃化が進行しています。

また、意欲や能力がある担い手がいても、土地所有者の様々な事情からスムーズな農地貸借が進まず、荒廃農地の増加要因の一つとなっています。

データ 耕作放棄地面積（年：平成27年 単位：ha、%）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減率	増減率	増減率
耕作放棄地面積	1,323	1,285	3.0	▲2.2	6.4

（農林業センサス）

データ 経営耕地面積（年：平成27年 単位：ha、%）

区分	佐久市			長野県	全国
	H27	H22	増減率	増減率	増減率
経営耕地面積	3,850	4,332	▲11.1	▲8.3	▲8.7

（農林業センサス）

ウ 農業所得の低迷

農産物価格の低迷や農業資材価格の高騰等、地域農業を取り巻く環境が依然として厳しく、また規模拡大やコスト縮減等の経営改善が進まない中、農業者の所得低迷が続いています。

生産物の高品質化、差別化や高付加価値化、規模拡大や作業の効率化によるコスト削減の徹底等により、収益性の高い農業を確立することが急がれています。

データ 生産農業所得（年：平成26年）

区分	佐久市	長野県	全国
生産農業所得（単位：千万円）	※ 309	7,790	279,650
農家1戸当たり生産農業所得（単位：千円）	※ 441	744	1,298

※佐久市の値は推計値（生産農業所得統計・農林業センサス）

エ 農村活力の減退

人口減少や少子高齢化の波は、農業そのものの担い手の減少のみならず、農村の活力にも大きな影響を及ぼしています。

中山間地域の集落を中心に、共同作業による農道・水路の維持や景観形成、地域の伝統的な文化や芸能の継承、人的つながりを創出してきた地域活動などの取組が、担い手不足等により維持・継続が困難になるなど、農村の活力が急速に失われつつあります。

(4) 数値目標の達成状況

第1次佐久市農業振興ビジョンでは、施策の達成状況を把握するため、重点課題ごとに数値目標を設定しました。

その達成状況は次のとおりです。

ア 【分野 農業】 佐久市農業を担う人材づくりと、農業経営体のさらなる強化

項目(単位)	【基準】 H22 年度	【目標】 H28 年度	【実績】 H28 年度	達成 状況
認定農業者数(経営体)	268	310	309	○
農業法人数(法人)	16	20	24	◎
集落営農組織数(組織)	0	2	5	◎
農業アシスタント数(人)	20	68	76	◎

<分析>

各項目ともほぼ目標を達成しました。比較的経営規模の大きな農業者は増加傾向にあると考えられます。今後、さらにこれらの農業者の増加を目指すとともに、数だけでなく、個々の担い手の経営基盤の強化や内容の拡充等が求められます。

イ 【分野 農地】 農用地の維持と有効活用

項目(単位)	【基準】 H22 年度	【目標】 H28 年度	【実績】 H28 年度	達成 状況
耕作放棄地の解消(ha)	2	14	26	◎
中山間地域等直接支払制度取組面積(ha)	270	280	268	○

<分析>

目標面積の耕作放棄地の解消は達成したものの、荒廃農地の総面積は増加しています。さらなる解消の取組を推進するとともに、荒廃農地の発生防止に向け、農業委員会等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、法制や税制、補助制度等を含め、総合的な対策を講じていく必要があります。

中山間地域の農地利用面積は、直接支払制度に取り組むことにより一定程度維持することができましたが、担い手の高齢化等により一部地域で減少しました。今後、新たな担い手や農村の活性化対策が求められます。

ウ 【分野 食料】 地産地消と環境に配慮した農業の支援

項目(単位)	【基準】 H22 年度	【目標】 H28 年度	【実績】 H28 年度	達成 状況
地場産品を積極的に購入する人の割合(%)	44	70	89	◎
地産地消推進の店の認定数(店舗)	38	85	123	◎
学校給食等における市内産農水産物等の利用割合(%)	21	35	20	未
エコファーマー数(人)	60	120	30	未

<分析>

地産地消の取組は徐々に浸透しつつあり、消費者の指向に変化が見られることから、これまでの取組のさらなる推進を図る一方、地域外生産・大量流通の農産物価格に対して優位性が発揮できていない点への対応が求められます。

エコファーマーは、他の環境保全型農業関連の認証制度に切り替えた農業者がいたため数値目標は達成されなかったものの、環境に配慮した農業自体は着実に浸透しています。

エ 【分野 農村】 交流人口の創出・都市部と農村をつなぎ農村に活力を

項目(単位)	【基準】 H22 年度	【目標】 H28 年度	【実績】 H28 年度	達成 状況
体験交流事業を実施する団体数(団体)	0	50	6	未

<分析>

農村地域において一定の活動は見られたものの、体験交流事業への参加ニーズに対し十分であったとは言い難く、目標値には大きく及びませんでした。

団体側のノウハウ不足のほか、本事業に対する団体側のニーズの変化等の課題があり、指標としてのあり方を検討する必要があります。

(5) 目指すべき姿(ビジョン)

農業を取り巻く状況、国等の施策の動向、本市の特長や課題等を踏まえ、本市農業の目指すべき姿(ビジョン)を次のとおり定めます。

ア 「産業としての農業」の振興

農業者が、労働に見合う再生産可能で適正な収益をあげることができ、地域の農地が十分に活用され、地域農業が成長産業として自立するよう、「産業としての農業」の振興を図ります。

その将来の姿は、



新たに農業を担う「人」に選ばれ、また農業を担う「人」の経営基盤の強化・拡大が図られることで力強く活躍し、地域農業を支えています。



農地が担い手に集積され効率よく利用されており、品目によって団地化が図られるとともに、農業生産基盤が適切に管理されるなど、「農地」が高度に活用されています。



地域ごとの特長に適した特色ある農産物が作付けられ、産地力が高まり、ブランド力が発揮されることで、国内外で競争力の高い農水産物が生産され、また6次産業化や地産地消などにより生産された農産物が新たな付加価値を生み出すなど、農産物の「生産」が振興されています。

イ 「暮らしとしての農業」の支援

身近に農業がある暮らしを通じて、健康長寿や生きがい・やりがいの創出、農業が持つ多様な機能の発揮など、「暮らしとしての農業」の支援を図ります。

その将来の姿は、



農業や農村に関わる人々が健康で生きる喜びを感じながら暮らししており、その中で地域資源が地域で十分に活用され、農業を通じて地域内外の相互交流が図られるなど、「農村」が活性化しています。



地球温暖化対策や低炭素社会の実現に向けて、暮らしと環境との調和のとれた本来ある「農村」の環境が維持されています。

4 位置付け

本ビジョンは、国、県、関係機関等の計画や施策、本市の上位計画や他部門の施策との整合性を図りつつ、本市農業の総合的な振興を推進するための基本指針として位置付けます。

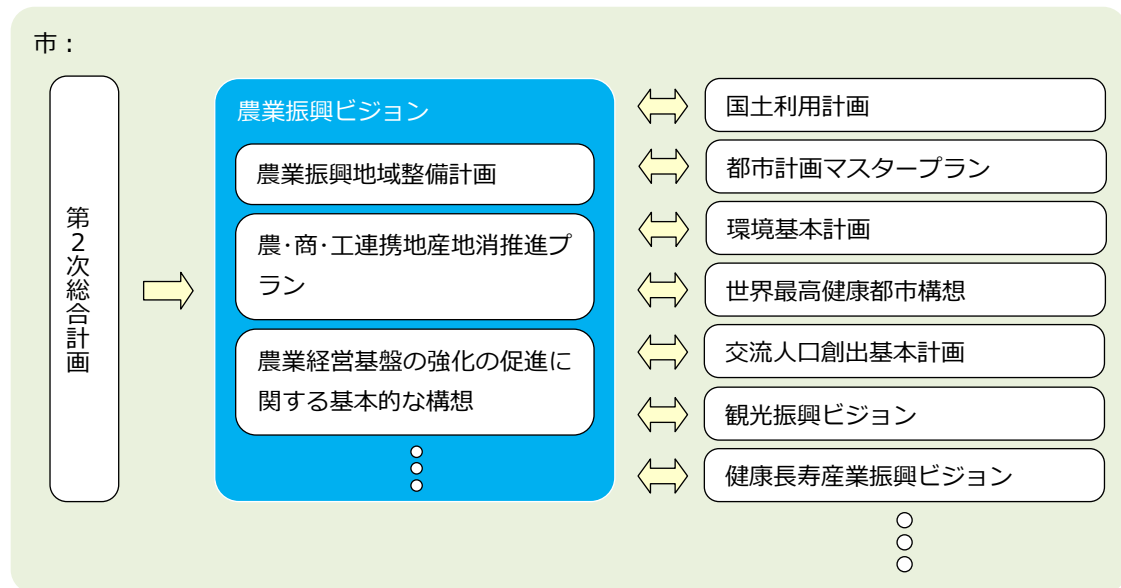
国：【食料・農業・農村基本計画】等



県：【長野県 食と農業・農村基本計画】等



市：



5 計画期間

本ビジョンの計画期間は、第二次佐久市総合計画にあわせ、平成 29 年度を初年度とし、平成 38 年度までの 10 年間とします。

また、本市や農業を取り巻く社会経済情勢の変化やニーズの発生などに対応するため、中間(5 年経過後)に見直しを行います。

6 構成

目標像

快適健康都市を支える農の力

「産業としての農業」と「暮らしとしての農業」の確立

佐久市は、豊かな自然・文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、様々な主体が一体となって支える健康長寿といった魅力を有した「快適健康都市」です。

そして、この都市像を支えるのは、市の基幹産業であり、当たり前のように毎日の暮らしに溶け込む「農業」です。

農業に関わるすべての人が、農業の持つ力を誇りに思えるよう、【目標像】に「快適健康都市を支える農の力」を掲げ、「産業としての農業」の振興と「暮らしとしての農業」の支援に取り組みます。

基本目標

目標像を実現するために、「人」、「農地」、「生産」、「農村」の切り口から、【基本目標】を設定します。

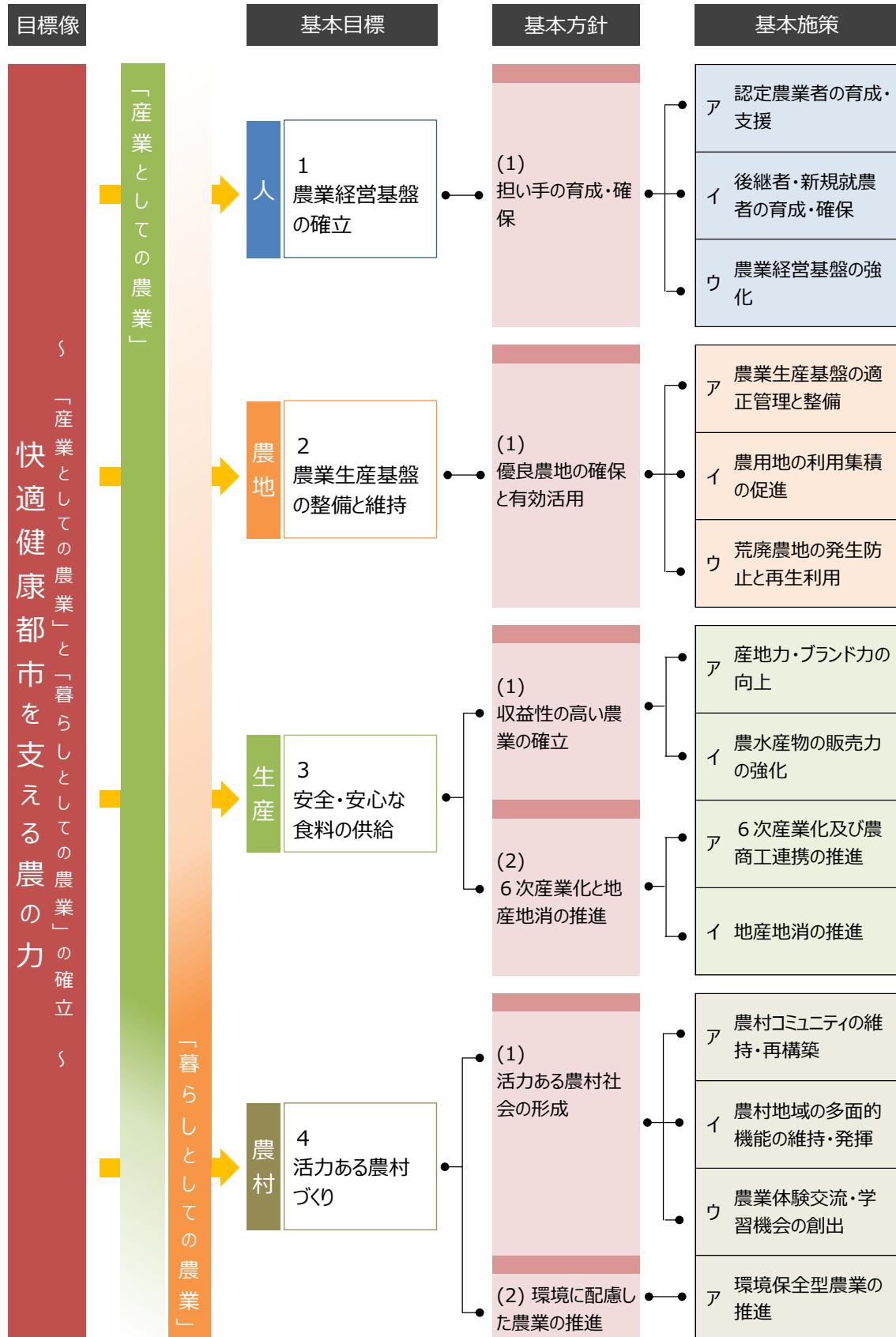
基本方針

基本目標の達成に向けて、より具体的な取組の方向性として【基本方針】を定めます。この方針のもとで、【基本施策】と、個別具体的な【主要な施策】を展開します。

第2章 基本計画



施策の体系



主要な施策

- (ア) 経営改善計画の作成支援 (イ) 経営改善の取組みに対する相談・支援体制の強化
(ウ) ネットワークの強化
- (ア) 就農希望者への情報提供・相談等の実施 (イ) 研修制度の充実
(ウ) スムーズに経営を開始するための支援
- (ア) 農業経営の法人化の推進 (イ) 企業による農業参入への対応 (ウ) 集落営農組織の育成
(エ) 農業制度資金による経営支援 (オ) 労働力の確保
- (ア) 優良農地の適正管理 (イ) 用水・排水施設の管理整備 (ウ) 農道の管理整備
(エ) 品目ごとの生産団地化の促進
- (ア) 人・農地プランの推進 (イ) 農地中間管理事業の活用
- (ア) 荒廃農地の発生防止と再生利用の支援 (イ) 野生鳥獣害防止対策の強化
- (ア) 水田作の経営安定 (イ) 地域の特色を生かした農水産物の生産強化
(ウ) 新品目や新技術の導入・普及支援 (エ) 畜産経営の安定と耕畜連携のサイクルの確立
- (ア) 農水産物の認知度の向上 (イ) 多様な流通経路・販路の確立
- (ア) 6次産業化の取組みへの支援 (イ) 農商工連携の推進 (ウ) 新たな事業展開によるビジネスモデルの創出
- (ア) 地元農産物の地域での普及 (イ) 農産物直売所活動の支援 (ウ) 学校給食等における地産地消の推進
(エ) 食育による健康づくりの推進 (オ) 地元農水産物を活用した料理の普及
- (ア) 特色ある農村活動の推進 (イ) 農村女性による活力あるむらづくり (ウ) 高齢者・移住者等の営農支援
- (ア) 田園空間の保全 (イ) 中山間地域の農業振興
- (ア) グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流 (イ) 市民農園等を通じた農とのふれあい
- (ア) 環境にやさしい農業の取組拡大 (イ) 有機農業の推進 (ウ) 農業生産工程管理（GAP）の導入促進

施策の展開

〔基本目標〕 1 農業経営基盤の確立



本市農業の持続的な発展を図るため、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的で安定的な農業経営を営む農業者を育てることが重要です。

そのため、担い手の育成や確保を目指し、農業者の経営力向上や自立のための支援を行います。

(1) 担い手の育成・確保

認定農業者⁴、農業後継者、新規参入者、集落営農組織等を確保・育成し、その経営基盤の強化を図っていくことは、本市の農業を維持・強化するために必要不可欠です。

変化の激しい社会情勢にも耐えられる農業担い手を育成・支援していきます。

ア 認定農業者の育成・支援

本市の認定農業者は、309人(平成29年3月現在)となっています。

認定農業者は、地域農業の中心的な担い手としての役割が期待されるほか、融資や補助、税制等において様々な支援を受けることができます。この認定農業者を育成・支援していくことで、地域農業の中軸を担う人づくりを推進します。

(ア) 経営改善計画の作成支援

効率的かつ安定的な農業経営を目指すため、計画に即した経営改善は必要不可欠なものです。

佐久市営農支援センター⁵、佐久農業改良普及センター、佐久浅間農業協同組合(以下それぞれ「営農支援センター」、「普及センター」、「JA」といいます。)といった関係機関と連携しながら、市が構想する効率的かつ安定的な農業経営の指標に沿って、農業者の経営改善につながる実効的な計画が策定されるよう支援する必要があります。

具体的な取組

- ・ 関係機関と連携し、戸別訪問等により経営実態を把握する中で、適切な経営改善計画(5か年計画)が作成されるようきめ細かな支援を行います
- ・ 認定農業者制度や認定手続等について、説明会等により周知します

⁴ 認定農業者： 市の基本的な構想に示された農業経営の目標に向け、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を策定し、当該計画を市町村に認定された農業者

⁵ 佐久市営農支援センター： 市、普及センター、JA、農業委員会、農業開発公社等で組織し、生産振興、担い手の育成支援、農地流動化等の事業を実施する団体

(イ) 経営改善の取組に対する相談・支援体制の強化

経営改善計画に即した取組を進めるためには、適切な情報の取得や専門的な知識の習得が必要です。

農業者自らの不断の努力はもちろんのこと、専門的な情報や知識を有する関係機関が連携して、農業者を支援していく体制の強化が求められています。

具体的な取組

- ・ 経営状況の把握、改善に役立てるよう、農業複式簿記研修会を開催します
- ・ 長野県や周辺市町村との広域的な連携により、研修会や講演会を開催します
- ・ 農業者が活用可能な補助制度等について適時適切な周知、情報提供を図ります

(ウ) ネットワークの強化

合理的な農業経営やその改善に取り組むためには、学習や研修などの活動を通じたスキルアップが必要ですが、他産業に比べ経営基盤が比較的小さな農業者には、活動の機会を創出することに限界があります。同じ目的を持った農業者の人的ネットワークを築き、より大きな主体として情報収集や研さんの活動を行うことが必要です。

具体的な取組

- ・ 認定農業者をはじめ農業担い手が組織する「佐久市認定農業者連絡協議会」等の団体への加入促進による組織力の強化を図ります
- ・ 認定農業者、農業後継者、女性農業者等の様々な農業者同士や相互間の交流機会を創出することにより、新たな仲間づくりを促進します

イ 後継者・新規就農者等の育成・確保

I・J・Uターン等による新規就農者が本市を選び、定着しやすい環境づくり、農業後継者がスムーズに経営を移譲しやすい環境づくりを推進するとともに、移住者や定年帰農者等を新たな担い手として確保・育成することにより、農地・技術を次世代に継承し、未来につながる多様な農業経営を支援していきます。

(ア) 就農希望者への情報提供・相談等の実施

新規就農者や定年帰農者などの就農希望者は、地域の実情を把握していないことがあり、住居や空き農地、空き施設など、就農するために必要な情報の収集に苦慮しています。

これらの情報提供はもとより、国・県・市の各種支援策を的確に発信し、就農しやすいまちであることを十分にアピールする必要があります。



具体的な取り組み

- ・就農にあたり受けられる支援策を分かりやすくまとめ、的確に情報発信します
- ・空き農地や、JA 等と連携した中古資機材の情報提供・あっせんを図ります
- ・地域の農業者への視察や就農相談会の開催により、営農に必要な知識の習得を促進します
- ・県の新規就農里親制度⁶と連携し、里親と就農希望者のマッチングを図ります

(イ) 研修制度の充実

新規就農希望者は、地域農業の実情把握や、知識・技術の習得に関する支援を必要とし、その中で就農しやすい地域や自治体を選んでいきます。

高度な生産技術や経営感覚を持った人材として、今後の地域農業を担う農業者に育成していくため、県や営農支援センター等の関係機関と連携し、研修制度の充実を図るとともに、収入が不安定な研修期においても必要な研修を受けることができる環境の整備が求められています。



具体的な取り組み

- ・関係機関や農家と連携し、新規就農希望者や移住者向けの農業体験プログラムを実施します
- ・県の新規就農里親制度を活用し、営農研修を促進します
- ・補助金や住宅情報の提供等により、研修期間中の生活支援を行います
- ・農業複式簿記研修会の実施などにより、経営管理の基礎習得を支援します
- ・既存の空き公共施設などを利用した研修生用住宅の設置など、研修環境の充実を図ります

(ウ) スムーズに経営を開始するための支援

新規就農者や定年帰農者等が新たに農業経営を始めるためには、農地の借入れや施設・農業機械などに対する初期投資が必要となります。

また、一定の経営資源を有する農業後継者にあっても、経営内部の役割の明確化や将来の自立支援など、参画しやすい就農体制の構築が求められています。

具体的な取り組み

- ・農地情報の提供や中古施設・農業機械の導入支援により、円滑な経営開始を支援します

⁶ 新規就農里親制度：長野県が行う、就農希望者の支援に積極的な熟練農業者を「里親」として登録し、就農希望者に紹介して農業研修をサポートする制度

- ・農地、果樹、農業機械等の地域の農業資源と新規就農者のマッチングを図ります
- ・国、県、市の就農に係る各種補助金や制度資金の紹介により、就農初期の経営支援を図ります
- ・家族経営協定⁷の締結や、営農基盤の継承や多角化に関する相談対応等の支援により、後継者の就農支援を行います

ウ 農業経営基盤の強化

家族経営から農業法人への移行、地域の農業者の組織化や集落営農への転換など、農業経営基盤の強化のための取組を推進することにより、地域農業の強力な担い手を育成・支援します。

また、不足する労働力の確保のため、第一線を退いた高齢者や子育ての終わった女性など、農業者以外の多種多様な主体の農業参画を促進します。

(ア) 農業経営の法人化の推進

本市の農業経営の形態は家族経営が主体となっていますが、これらが農業法人化されれば、経営の移譲や人材確保のほか、販売先への信用度の向上や資金調達の面など、家族経営に比べ様々な利点があります。

農業経営の高度化やさらなる発展を促すため、人件費の上昇や農地の贈与などで優遇措置が受けられないなどの側面を踏まえつつ、農業経営の実態を見極めながら、農業経営の法人化を推進していく必要があります。

具体的取組

- ・法人化のための講演会の案内、資金や補助制度の周知等により、法人化の促進を図ります
- ・営農支援センターを中心に、法人化を目指す農業者に対し個別相談による支援を行います

(イ) 企業による農業参入への対応

担い手の減少などを要因として荒廃農地が増加傾向にあることを受け、平成 21 年の農地法改正により、農地を利用する者の権利取得の規制が大幅に緩和されました。これを受け、様々な企業等において農業参入への関心が高まっています。

現在本市では、大規模な農業参入は少ない状況にありますが、企業による農業参入は、耕作面積も大きく、荒廃農地の解消につながることや、地元雇用を生み出す効果も期待

⁷ 家族経営協定： 家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画するため、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める協定

されることから、地域農業に与える影響等を的確に見極めながら、企業の農業参入へ対応を図る必要があります。

具体的な取組

- ・ 農業参入を希望する企業等に対し、農地や営農状況等の情報提供を行います

(ウ) 集落営農組織の育成

現在本市では、集落ぐるみ型の集落営農組織⁸は設置されていない状況ですが、農業従事者の高齢化や兼業化が進行する中で、地域農業の維持・継続に限界が見受けられるほか、荒廃農地が増加傾向にあることから、集落営農組織の設立の可能性を模索していく必要があります。

具体的な取組

- ・ 集落営農候補地における協議の場の設置や運営方法の指導、先進・優良事例の情報提供などにより、地域の実情に応じた組織の設立を支援します

(エ) 農業制度資金による経営支援

農業は、農産物価格の下落等の変動リスク、信用力の脆弱性、投資の回収期間の長期性等から、一般的な金融では融資に対応しがたい性格を有しています。このことから、農業施策の推進に必要な事業に対し、一般金融に比べ有利な農業制度資金が設けられています。

融資を求める農業者が、農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）、農業近代化資金等の各種制度資金を必要ときに活用できる体制が整備されていることが重要です。

具体的な取組

- ・ 地元金融機関と連携した農業制度資金の利活用により、経営の安定化を図ります
- ・ 自然災害等により一時的な経営難に陥った農業者への融資である「農業経営安定資金」に対する利子補給を行います

(オ) 労働力の確保

本市における営農の大多数は家族経営ですが、経営安定を図っていくためには、農繁期を中心に雇用労働力を確保することが必須となります。しかし、本市の自然環境等の制約から、労働力を必要とする期間が短く、とりわけ冬季に仕事がないことによる通年雇用の難しさが、結果として労働力の確保の困難さを増長しています。

⁸ 集落営農組織： 農業生産過程の全部または一部を集落単位で共同化・統一化することで、合理的、効率的、継続的な農業経営を行おうとする組織

具体的な取り組み

- ・ 通年雇用が可能となる農業経営基盤の強化を目指した農業法人化を支援します
- ・ より多くの農業アシスタント講習修了者を養成するとともに、農家に紹介する仕組みを構築します
- ・ 冬季に繁忙期を迎えるなど本市農業の一般的な経営形態とは繁忙期が異なる他業種との労働力の相互補完について検討します

〔基本目標〕 2 農業生産基盤の整備と維持

nouchi 農地

農地や農道、用排水路等は、農業経営を行うための重要な生産基盤であるとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有することから、将来に渡って適切に維持・管理していくことが求められています。

食料の安定供給や地域農業・農村の維持、発展のため、これらの生産基盤の整備と適切な維持・管理を推進するとともに、まとまりのある優良農地を確保し、担い手への集積を図っていきます。

（１） 優良農地の確保と有効活用

農業生産基盤となる農地、農道、用排水路等は、老朽化や高齢化に伴う担い手不足等により、維持・管理に支障が生じています。

農用地の有効利用を図り、あわせて荒廃農地の発生を防止するため、農業生産基盤の整備や維持・管理を推進するとともに、地域農業の担い手への農地集積を促進し、農用地の確保、有効活用を図ります。

ア 農業生産基盤の適正管理と整備

農業経営の基盤である農地、農道、用排水路等は、個人や受益者の財産であるとともに、地域農業全体の財産でもあります。

これらが十分に活用されるよう、適切に管理・整備できる体制づくりを図っていきます。

（ア） 優良農地の適正管理

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、限られた資源です。

特に、基盤整備等を行ったまとまりのある一団の優良農地は、農業の生産性・収益性を向上させる上で重要な基盤となるものであり、農地転用等を抑制し、有効利用を図ることが求められています。

市の農地利用の方針を明確化し、確保すべき優良農地を明確にすることで、混住化による耕作条件の悪化を抑制するとともに、農地利用の適正化が図られるよう配慮する必要があります。

具体的な取組

- ・ 佐久市農業振興地域整備計画⁹ の適正な管理運用を図り、特長ある農業振興策に資する農地利用と、集団的な優良農地の確保を図ります

⁹ 農業振興地域整備計画： 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県が定める農業振興地域内において、優良農地の確保や農業に関する公共投資等の農業施策を実施するための市町村計画

(イ) 用水・排水施設の管理整備

農業経営を維持していくためには、農業生産の基盤となる用水路や排水路が必要であり、本市ではこれまで、計画的に地域ニーズに沿った整備を進めてきました。今後は、老朽化した用排水施設の改修や、長寿命化のための恒常的な管理の実施が必要となります。

日頃の維持管理は、受益者自ら行うことが基本となり、また、改修にあたっては、一定の受益者負担が発生しますが、高齢化や過疎化の進行による受益者の減少などを踏まえ、用排水路の維持管理を継続していく体制の構築が求められます。

具体的な取組

- ・ 地元地区からの要望に基づき、用排水施設の計画的な施設改修を進めます
- ・ 受益者と地域住民による用排水施設の維持管理等に係る共同活動を支援します

(ウ) 農道の管理整備

農道は、農産物の流通の円滑化、農作業の効率化、農村地域の生活環境改善などの機能を有し、農業生産や農村生活に直接的な影響を与えるため、中長期的な視点に立った計画的な整備、維持管理が必要です。

既存の農道の適切な維持管理はもとより、農業用機械や流通用車両の大型化に対応する新設・改修など、計画的な整備を進めていく必要があります。

具体的な取組

- ・ 地元地区からの要望に基づき、農道の計画的な新設・改修を進めます
- ・ 受益者と地域住民による農道の維持管理等に係る共同活動を支援します

(エ) 品目ごとの生産団地化の促進

異なる生産品目が混在している状況は、農薬の飛散等に伴う農業者間のトラブルの発生、ほ場の分散による作業効率の低下など、様々な弊害を生んでいます。

担い手への農地集積と併せて、品目ごとの生産団地化を促進することで、生産性や効率性の向上を図る必要があります。

具体的な取組

- ・ 地域の話し合いにより策定した人・農地プランに基づき農地の利用調整を進め、ＪＡ等が行う生産団地化の取組を支援します
- ・ 高生産性が望める農地に対し、農振法上の特別の用途を指定して団地化を促進するとともに、当該団地の保全を図ります

イ 農用地の利用集積の促進

農地を良好な状態で保全し、高度利用を図るためには、将来にわたって経営を継続する担い手に利用集積されることが重要です。

地域の話し合いにより策定した人・農地プラン¹⁰ ごとに農地の流動化を促進し、意欲と能力のある担い手への農地の利用集積を推進します。

(ア) 人・農地プランの推進

都市化や混住化の進展などにより、優良農地の減少や、耕作条件の悪化が懸念されています。また、農家の高齢化や後継者不足により、農地の適正利用が困難な状況となっています。

優良な農地を確保し、有効に活用するために、地域全体で農地の利用の仕方を話し合い、農地をまとめた形で地域農業の担い手に集積していく取組が重要です。



具体的な取組

- ・ 地域の話し合いにより策定した人・農地プランに基づき、地域農業の担い手に農地を集積します
- ・ 人・農地プランの見直しを随時進め、時代や実情に合った地域らしいプランの作成を推進します

(イ) 農地中間管理事業の活用

地域農業の担い手への農地の利用集積を円滑に進めるには、農地の貸し手、借り手の双方にメリットがあるとともに、信頼性や安定性を有した農地制度の運用が必要不可欠です。

農地中間管理事業¹¹ を活用し、人・農地プランに沿った、地域が求める持続可能な農業の形を具現化していく必要があります。

具体的な取組

- ・ 農地中間管理事業を的確に運用し、人・農地プランの具現化を図ります
- ・ 農地の貸借や農作業受委託について、関係機関・団体と連携し、農地中間管理事業への移行を促進します

¹⁰ 人・農地プラン： 地域農業の担い手不足などの人と農地の問題を解決するため、集落・地域の話し合いにより今後中心となる経営体や農地利用の方向性を定めた地域農業の将来計画

¹¹ 農地中間管理事業： 「農地集積バンク」とも呼ばれ、地域内の分散・錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約するため、公的機関である農地中間管理機構が借り受け、地域の農地を効果的に利用できるよう配慮して、担い手にまとまりのある形で貸し付ける事業

ウ 荒廃農地の発生防止と再生利用

農業従事者の減少や担い手不足、野生鳥獣害等の耕作条件の悪化等を背景として、全国的に荒廃農地の増加に歯止めがかからない状況にあり、本市も例外ではありません。

荒廃農地の状況把握とともに、その発生原因を調査・分析し、発生防止と再生利用のための対策を総合的に推進します。

(ア) 荒廃農地の発生防止と再生利用の支援

荒廃農地の解消や有効利用のためには、地域の実情に即した対応が必要であり、荒廃農地の状況を的確に把握する必要があります。

その結果、再生利用が可能と判断される農地は、農業の担い手への集積による農業的利用を第一に推進するとともに、状況に応じ体験農園への転換や景観作物等の作付けなどを行うことで、農地として保全していくことが重要です。

なお、再生利用が困難と判断される農地も存在することから、林地化など、農業以外への転換の検討も必要となっています。



具体的な取り組み

- ・ 農業委員会を中心とした農地パトロールにより、荒廃農地の実態把握を進めます
- ・ 荒廃農地に係る補助金等の諸制度の活用により、荒廃農地の発生防止、再生利用を促進します
- ・ 再生利用が困難な農地について、関係機関と協議の上、森林など新たな生産の場としての活用や自然環境の再生など、農業以外の利用を検討します

(イ) 野生鳥獣害防止対策の強化

近年、野生鳥獣による農作物被害が増加しており、農業経営ばかりでなく地域の生活にとっても深刻な問題になっています。

農業者の生産意欲が低下することで荒廃農地の増加や離農、さらには集落の崩壊につながるおそれもあることから、野生鳥獣による被害を防止するため、総合的な対策を講じる必要があります。

具体的な取り組み

- ・ 野生鳥獣害防止のための市の対策を示した総合的な方針を策定します
- ・ 「鳥獣被害防止総合対策事業交付金」等により、防護柵設置や環境整備等の対策を行う地域や農業者を支援します
- ・ わな猟講習会の開催や補助制度により、わなや銃の免許取得を支援します
- ・ 周辺自治体と連携し、広域での鳥獣被害防止対策を進めます

【基本目標】 3 安全・安心な食料の供給

seisan 生産

本市は、平野部を中心に生産される米、高原野菜をはじめとする野菜類、リンゴ、モモ、プルーン等の果樹、キク、カーネーション等の花き、中山間地域の畜産など、地域ごとに特色ある農業生産が展開されています。

将来にわたり特色ある農水産物の生産を確保し、産地の維持・発展を図るためには、本市の気候風土等を生かした農水産物のブランド化や、生産者と消費者の顔が見える関係を重視した地産地消・農業の6次産業化などを推進することが重要です。

（1）収益性の高い農業の確立

農業の経営環境が厳しさを増す中、農業者の収入を増やすことが、農業に取り組む意欲を高め、力強い農業を確立することにつながります。

農家所得が向上する収益性の高い農業を確立するため、米、野菜、果樹等の品目ごとの産地力の増強とともに、新品目・新技術・新品種の導入などによるブランド力の強化を図ります。

ア 産地力・ブランド力の向上

市内で生産される農水産物は、米、野菜、果樹等、品目ごとに産地化がされ、一定の認知がされています。

しかしながら、米や青果物等の価格の低迷や、資材の高騰による収益率の悪化は、農業者の生産意欲を減退させ、産地としての総合力を低下させています。

現在形成されている産地を守りながら、新たな販売品目の検討や、加工販売などを含めた取組により、本市の農水産物全体のブランドイメージを向上させることが重要です。

（ア）水田作の経営安定

販売価格の低迷や、資材価格の高止まりにより農業所得が減少するなど、農業経営は危機的状況にあります。

特に、米については、平成30年産以降、行政による生産数量目標の配分から生産者自らによる需要に応じた生産への移行が予定されており、需給バランスの悪化が懸念されています。情勢や制度の変化に迅速に対応することで、本市の農業生産の中心である水田作の経営安定を図ることが必要です。

また、良質な米の産地として高い評価を得てきたものの、近年、他産地の食味が向上した結果、良食味産地の地位の低下が懸念されています。栽培技術の改善等により、佐久米ブランドの再構築を図ることが必要です。

具 体 的 な 取 組

- ・説明会の開催や広報誌によるPR等により、経営所得安定対策への加入を促進します
- ・「転作重点作物補助金」の戦略的な運用により、生産者の自主的な戦略作物への作付け転換を促進します
- ・食味向上のための技術改善や、雑草イネ防除対策の周知・徹底等により、高品質・良食味な米づくりを推進します

(イ) 地域の特色を生かした農水産物の生産強化

長者原地区の高原野菜、臼田発祥のサンプリーン、千曲川流域を中心とした鯉・鮒など、市内ではそれぞれの地域において特色ある特産物等の生産が行われています。

しかしながら、人口減少社会を迎え、農水産物の消費は年々減少傾向にあり、価格の低迷や収益の減少などにより、生産意欲の低下、産地の弱体化等が懸念されており、関係機関と連携した生産強化のための支援が求められています。

具 体 的 な 取 組

- ・長者原地区の高原野菜などの主力品目が安定供給できる体制や環境の整備を図ります
- ・果樹の経営安定に向け、果樹共済の加入を促進します
- ・迅速な情報提供により、国や県などの助成措置等の積極的な活用を促進します

(ウ) 新品目や新技術の導入・普及支援

地域の農業を活性化し、産地力を向上させるためには、収益性の向上や省労力化など、経営力のある農業への転換が求められています。

市が整備した農作物の試験ほ場を活用し、関係機関と連携しながら、経営性の向上が見込める新品目や栽培技術を見極め、積極的な普及を図っていく必要があります。

**具 体 的 な 取 組**

- ・佐久の気候、風土に適した野菜その他の品目の発掘や、その栽培技術の導入試験を行います
- ・伝統野菜や在来種を保存するとともに、普及のための支援を図ります

品目	具体的な取組事例	取組のねらい
野菜	連作障害対策としての新品目の検討	生産安定のための支援

	ミニトマト、ズッキーニ等の品種検討	
果樹	リンゴ新わい化栽培、ブルージョイント栽培等の導入促進 県オリジナル品種の導入促進・生産拡大 加工用ぶどうの導入検討	生産安定 省力化への支援 新技術・新品種の導入支援
花き	省力栽培のための機械導入や日持ち性向上に資する支援	生産安定のための支援
水産	水田鮎の担い手養成研修	担い手確保への支援

(エ) 畜産経営の安定と耕畜連携サイクルの確立

畜産を取り巻く環境は、輸入飼料の高騰、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の防疫措置の強化、家畜排せつ物処理の適正化等の課題を抱え、厳しい状況が続いています。

畜産クラスター¹²の構築等による畜産振興を図るとともに、耕種農家との連携を強化し、地域資源の有効活用による循環型農業を一層推進することが重要となっています。

具体的な取組

- ・生産者や組合等が中心となった畜産物の加工施設の整備を支援します
- ・関係機関と連携し、家畜防疫体制の強化を図ります
- ・飼料用米や WCS(稲発酵粗飼料)等の普及促進、佐久市望月土づくりセンターの機能強化等により、耕畜連携サイクルを確立します

イ 農水産物の販売力の強化

生産努力が直接、農業者の収益に結びつくよう、産地としての競争力の強化やブランド力の向上を図るため、マーケットに向けた情報発信や消費者へのアピールの強化等が求められています。

消費者ニーズを的確に捉え、販路や流通経路を増やすことによって、販売力を強化していくことが必要となっています。

(ア) 農水産物の認知度の向上

販売力の強化にあたっては、市内農水産物の品質の高さや生産者のこだわりなどについて、市内外に向けて十分な情報発信を図る必要があります。

市内はもとより、市外・県外へ積極的に向き、また



¹² 畜産クラスター：畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制

市外・県外からより多くの方を呼び込める効果的な情報発信の場において PR 等を行う、能動的な姿勢が求められます。

具体的な取組

- ・主要卸売市場等においてトップセールスを実施し、販路の開拓につなげます
- ・主要卸売市場向けの情報発信を強化します
- ・「道の駅」の集客力や情報発信力を活用し、来訪者の認知度向上を図ります
- ・PR やブランド化の取組に際し、主婦や市外在住者などの新たな視点を積極的に取り入れます

(イ) 多様な流通経路・販路の確立

本市は、首都圏はもとより、中部地域、北陸地域などを結ぶ高速交通の結節点にあることから、その優位性を生かした、収益性の高い新たな農業生産への期待が高まっています。

また、「道の駅」をはじめ直売所等を中心として、生産者と消費者の顔の見える農水産物の生産・流通体制も整備されてきています。

これらの優位性を生かすことで、流通経路や販路の多様化や、出荷先の分散による農業者のリスク分散を図る必要があります。

具体的な取組

- ・各種イベントや物産販売を契機として、市内産農水産物の販路開拓を図ります
- ・インターネットなどを通じた、販路開拓などの取組に対する支援を行います
- ・海外農産物フェアへの出展等により、海外市場の開拓の可能性を検討します

(2) 6次産業化と地産地消の推進

第1次産品としての農産物は、流通、加工、小売、外食等様々な事業者の手を経て付加価値が加えられ、最終的に消費者に食品として提供されています。付加価値がもたらす利益や、各段階における雇用の多くは、市外の事業者へと流れています。

貴重な地域資源である農水産物の地域内での利活用を促進し、地域経済の活性化を実現するために、それらの価値を農業と農村が確保するための施策を推進します。

ア 6次産業化及び農商工連携の推進

地域資源を活用した農水産業者自身や商工業者等との連携による新事業の創出により、農水産物の高付加価値化を進め、農家所得の向上、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

国は「農商工等連携促進法」、「六次産業化・地産地消法」を制定するなど、6次産業化や農商工連携の推進に向けた施策が整備拡充されています。

市内の農商工事業者、消費者等の意見を聴いて策定された「佐久市農・商・工連携地産地消推進プラン」に基づき、農水産業と商工業等のマッチングを図り、お互いが有するノウハウや販路等を活用することで、新商品の開発や新たな需要の開拓など農業の6次産業化に取り組んでいきます。

(ア) 6次産業化の取組への支援

農業者の収益を確保・向上していくには、農業生産だけでなく、食品加工や流通・販売にも農業者が主体的に関わっていく6次産業化の取組が重要です。

ノウハウの少ない農業者が、需要に即した加工や新商品の開発、販売先や流通ルートの確保、商品情報の発信等が行え、ビジネスモデルとして成立するよう、支援を図っていく必要があります。

具体的な取組

- ・意欲ある農業者に対し、補助制度やプランナー派遣等の支援制度の情報提供を図ります
- ・加工、流通、販売事業者とのマッチング機会を創出します

(イ) 農商工連携の推進

本市の特産品である米・野菜・果樹・水産物などの消費拡大を図るには、より高い付加価値を与えることが重要です。

農水産業と商業・工業等が業種を越えて連携を図り、お互いの強みを生かして売れる商品、新サービスの開発や生産を行うとともに、これらの推進のため、農水産業者と商工業者のマッチングを図ることが必要です。

具体的な取組

- ・「農・商・工連携地産地消推進プラン」の策定・推進と、プランに沿った取組に対する支援を図ります
- ・地域おこし協力隊¹³の活動等により、農水産業者と商工業者のマッチングを図ります
- ・地元産の食材を使った新たな加工品を開発、支援します
- ・「佐久鯉」の新たな調理方法の開発やその流通に対する支援を図ります

¹³ 地域おこし協力隊：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に生活の拠点を移し、一定期間地域に居住して、様々な地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的に市から委嘱を受けた者

(ウ) 新たな事業展開によるビジネスモデルの創出

6次産業化や農商工連携の取組には、地域に根ざした独自性やストーリー性がなければ、数ある商品の中に埋没し、その効果を発揮できません。

農水産業者、商工業者はもとより、行政や関係機関の連携により、今あるものの価値を磨き、明確なビジョンをもった共通の取組とすることで、新たなビジネスモデルを創出する必要があります。

具体的な取組

- ・酒造好適米の振興を図ることで、豊かな水や良質な米、多くの酒蔵を擁するなどといった利点を生かしたビジネスモデルを創出します

イ 地産地消の推進

流通システムの高度化、コールドチェーン¹⁴や高速交通網の整備などにより、生鮮農産物等が季節を問わずに流通・購入できるようになりました。しかしながら、食の安全・安心への関心の高まりを背景に、消費者の中に、生産者の顔が見える新鮮でおいしい農水産物へのニーズが高まっています。

このニーズに応えるため、「農・商・工連携地産地消推進プラン」に基づき地元農産物の地域での普及を図るよう、直売所活動の支援や、学校等の給食施設で利用される地場産品の利用を拡大していきます。

(ア) 地元農産物の地域での普及

地元の新鮮で高品質な農産物を地域で消費・普及することは、消費者の安全性や健康志向へのニーズに応えるばかりでなく、地域住民が地域の農業や農産物の持つ価値を見直す機会にもなります。

地元農産物を、いつでも、どこでも消費できる場づくりや機会づくりを図る必要があります。

具体的な取組

- ・「地産地消推進の店」を増やし、米粉や地元食材の利用拡大を図ります
- ・農業祭等のイベント等を通じ、地域産の農水産物のPRを図ります
- ・本市産の農水産物を活用した新たな食べ方の提案等により、消費拡大を図ります

(イ) 農産物直売所活動の支援

農産物直売所は、農水産物等を消費者に提供するだけでなく、安全・安心を保証する

¹⁴ コールドチェーン： 外温のもとでは品質の変化しやすい生鮮食品、冷凍食品などを、生産から消費まで一貫して低温の状態で流通させる仕組み

生産者の「顔が見える」コミュニケーションの場であり、さらに消費者ニーズの把握やテストマーケティングなど、消費者と「話ができる」情報収集の場になるなど、多くの役割を担っています。

「道の駅ヘルシーテラス佐久南」の開設を契機として、直売所間の連携と相乗効果の発揮を目指した直売所の活動を支援していく必要があります。



具体的な取り組み

- ・直売所ネットワークを構築し、情報共有など直売所間の連携を強化します
- ・直売所マップの作成やホームページでの紹介等により、情報発信を図ります
- ・「地産地消推進の店」の認定を推進し、その活動を支援します

(ウ) 学校給食等における地産地消の推進

本市では、市内全域に学校給食応援団を設置し、給食の食材として地元農産品を納入し、地産地消を推進するとともに、児童・生徒と農業者との交流等を通じた食育を推進しています。

これらの活動の持続的発展を図るために、質・量ともに確かな地元食材の安定生産・供給体制の確立を図るとともに、保育所、病院、福祉施設等の給食施設での利用拡大が求められています。



具体的な取り組み

- ・安全・安心な農産物の供給拡大に向けた学校給食応援団の活動を支援します
- ・学校給食応援団と児童・生徒との交流活動を促進します
- ・保育所、病院、福祉施設等の給食への地元農産物の納入拡大について検討します

(エ) 食育による健康づくりの推進

食育とは、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業についても学ぶ総合的な教育です。

市民一人ひとりが生涯を通じ、健全な食生活の実現、食文化の継承、食を通じた健康の増進が図れるよう、生きるための基礎知識となる食育を推進する必要があります。

具体的な取り組み

- ・学校、保育所等における活動や子育て世代への啓発を通じ、幼少期からの食育を実施します
- ・伝統的な地域食材や調理法を伝承し、地域の食文化を普及啓発します

(オ) 地元農水産物を活用した料理の普及

近年、食生活の多様化により、昔ながらの伝統食や地域食材を利用する機会が失われつつあります。

「身土不二」と言われるように、地元で作られた農水産物を食べることは、郷土の特色ある農水産物を知る機会となり、また、一番栄養価が高くおいしい旬の時期に旬の食材を摂取することで、豊かな食生活を享受し、健康長寿にもつながるものです。

地元農水産物を活用した料理の普及を図ることで、地産地消を推進し、食文化の継承につなげる必要があります。

具体的な取組

- ・「ぴんころ御膳」に代表される、地元産農産物を使った新たなメニューの提案及びPRを行います
- ・地元産農産物を活用した料理セミナー等を開催します
- ・栄養士会や女性グループ等による地元農産物を使った健康食の開発、普及を促進します

〔基本目標〕 4 活力ある農村づくり

nouson 農村

市域の大半を占める農村地域は、地域文化の継承や環境保全を行うコミュニティとして、重要な役割を担っています。

農業を営む人と生活する人が、より一体化し、美しい景観の保全や伝統文化の保存・継承などによって、農村を活性化していくための支援を行っていきます。

（１） 活力ある農村社会の形成

本市の多くの地域で、農業と生活とが密接不可分につながった農村社会を形成しています。

その活力を発揮していくために、農業生産活動等を通じた地域のつながりの強化や移住者等新たな主体を交えたつながりの創出、農を通じた都市農村交流、農業や農村の持つ多面性の発揮等を支援します。

ア 農村コミュニティの維持・再構築

市内の農村は、地縁的・血縁的なつながりを持つ農業集落が、共同活動を通じてその機能を維持してきました。

高齢化等により縮小しつつある農村の様々な活動を支援することで、そのコミュニティの維持・再構築を図ります。

（ア） 特色ある農村活動の推進

農村に活力をもたらすためには、地域での活動が、自発的、主体的に行われている必要があります。

伝統や地域性に基づいた特色ある農村活動を地域自ら行う、農村本来の活力が発揮できるよう、その体制整備を支援する必要があります。

具体的な取り組み

- ・ 農業、農村にまつわる伝統的な芸能や食文化等の振興を支援します
- ・ 農村活動を牽引していく地域のリーダーを養成します

（イ） 農村女性による活力あるむらづくり

農村地域を活性化させていくためには、農村女性が積極的に社会参加するとともに、農村地域に暮らすすべての人と協力し、その能力を十分に発揮していくことが重要です。

農産物の生産や加工・販売をはじめとして、地域の食や生活文化の伝承等を通じて、

農村女性の地位向上のために様々な取組を行う農村女性団体の活動のさらなる活性化が求められています。

具体的な取組

- ・農村女性団体の活動の場の提供やネットワーク化など、活動しやすい環境づくりを図ります
- ・農村女性を対象とした研修や新たな人材の発掘など、リーダーとなる人材を養成します

(ウ) 高齢者・移住者等の営農支援

農業を通じて自然と触れ合い、自然の恵みを楽しむ暮らしは、心身にわたる健康への寄与等、様々な利点があるとともに、農村地域の活性化ももたらします。

高齢者や定年帰農者、農とのふれあいを求める移住者等が、より身近に農業を営むための支援が必要です。



具体的な取組

- ・野菜栽培講習会、家庭菜園講座など、農業を学ぶ機会を創出します
- ・農地法上の下限面積の緩和などにより、家庭菜園目的の小規模な農地取得、貸借等の促進策を検討します

イ 農村地域の多面的機能の維持・発揮

農村は、食料の安定供給のみならず、国土の保全や水源のかん養、自然環境の保全、美しい景観の形成等、様々な機能を有しています。

これら多面的機能を維持・発揮するための支援を行っていきます。

(ア) 田園空間の保全

農村環境は、古くから集落の共同作業によって維持管理され、食料生産のみならず、国土や生態系の保全など様々な役割を担ってきました。

将来に渡り継続的に農作業や暮らしが続けられるよう、地域住民の共同活動による田園空間を保全していくための取組を促進していく必要があります。

具体的な取組

- ・田園空間の基盤となる農道や農業用排水路の維持管理のための活動を支援します
- ・生態系保全のための活動や自然学習などの取組を支援します

(イ) 中山間地域の農業振興

中山間地域で行われている農業は、洪水や土砂崩れ等を防ぎ、美しい景観や生き物のすみかを守る、広く地域全体に効果をもたらすものです。

地形や耕作の環境等から零細、縮小の傾向にある中山間地域の農業を支援していく必要があります。

具体的な取組

- ・地域ぐるみで中山間地域での農業を維持する集落に対し、「中山間地域等直接支払制度」等により活動を支援します
- ・生産条件の不利性の緩和が図られるよう、国の各種補助制度等の情報を提供し、活用を促進します

ウ 農業体験交流・学習機会の創出

農業や自然とふれあう機会が少ない市内外の都市部住民が、農村地域の自然、文化、人々と交流することで、リラクゼーションによるゆとりや癒しを得る一方、農業・農村の役割や重要性を理解することなどが見込まれるとともに、農村にとっても、地域の活性化等の効果が期待できます。

農業体験交流や学習の機会を創出し、豊かな農村文化の発信を図ります。

(ア) グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流

主に都市部住民において、癒しや非日常を求めて、農村地域におけるグリーン・ツーリズム等を通じ、農村地域の人やモノといった地域資源との交流を求める声が高まっています。

農村の魅力を発揮し、農村地域に活力を呼び込むため、資源を生かした都市と農村の交流の活性化が図られることが求められています。



具体的な取組

- ・「故郷ふれあい交流事業補助金」や活動情報の広報等により、体験交流の受入れ団体を支援します
- ・体験事業の受入れ団体の中心を担うリーダーを育成します
- ・「佐久クラインガルテン望月」における地域との交流・体験活動などを通じて、都市農村交流の活性化を図ります

(イ) 市民農園等を通じた農とのふれあい

自然への回帰傾向や、食の安全性に対する意識の高まりとともに、自分の手で農作物

を育てたいとのニーズも高まっています。また、農業に触れる機会の少ない都市部の幼児や児童が農業に触れ合うことも重要です。

農地を持たない都市生活者が農と触れあえる場の創出が求められています。

具体的な取り組み

- ・農地所有者の市民農園の設置について、開設手続きや募集等の支援を行います
- ・市内保育園や学校等と連携し、幼児や児童の農業とのふれあいの場を創出します

(2) 環境に配慮した農業の推進

農水産物の安全性の確保や環境への配慮等に対する社会的関心が高まっており、環境に配慮した農業生産の推進が求められています。

持続性の高い環境保全型農業を推進し、農業生産活動による環境負荷発生リスクを減らすとともに、農業者や市民への理解促進を図っていきます。

また、農薬や化学肥料などの人工的な資材を使わない有機農業を目指す農業者や、有機農産物を求める消費者が増えていることから、有機農業に取り組む農業者を支援します。

ア 環境保全型農業の推進

環境に配慮した農業を推進するためには、土づくり等を通じて化学肥料や化学合成農薬の削減を図るとともに、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い農業を志向することが重要です。

これらに意欲的に取り組む農業者や地域を支援することにより、環境負荷の軽減を図ります。

(ア) 環境にやさしい農業の取組拡大

エコファーマー¹⁵や県の「信州の環境にやさしい農産物認証制度¹⁶」は、環境と調和し共生する持続性の高い農業に寄与します。

国の制度としては、「環境保全型農業直接支払交付金」により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援しています。

これらの制度の普及拡大について、関係機関と連携し、推進していく必要があります。

具体的な取り組み

- ・エコファーマー認定や信州の環境にやさしい農産物認証に係る計画策定を支援し

¹⁵ エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を図る計画を都道府県に認定され、計画に沿った農業生産を展開する農業者

¹⁶ 信州の環境にやさしい農産物認証制度：長野県が実施する、地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を一定割合以上削減した方法で生産された農産物を認証する制度

ます

- ・「環境保全型農業直接支払交付金」の活用を推進し、環境に配慮した先進的な営農活動を促進します
- ・制度の普及のため、農業者に周知を図ります

(イ) 有機農業の推進

自然循環機能を大きく増進し、環境への負荷を低減する有機農業を目指す農業者や、安全・安心な有機農産物を求める消費者が増えています。

市内で有機農業に取り組む個々の農業者や団体等の活動を支援するとともに、有機農業を志す新規就農者の受入れを促進します。

具体的な取組

- ・有機農業に取り組む農業者や団体の活動を支援します
- ・佐久市堆肥製産センターにおいて良質な堆肥を製造し、有機農業など環境にやさしい農業への活用を図ります
- ・有機農業を目指す新規就農者に市内の有機農業の取組を周知します

(ウ) 農業生産工程管理(GAP)の導入促進

安全・安心な農産物を生産し、環境にやさしい農業を展開するためには、農業生産工程管理(GAP)¹⁷の導入が重要です。東京オリンピックを控え、グローバル GAP¹⁸への関心が高まっています。

GAP を多くの農業者が取り入れ、地域ぐるみの活動を進めることにより、農業経営の改善や効率化を図るとともに、産地全体に対する消費者の信頼を確保することが求められます。

具体的な取組

- ・GAP の必要性を周知するとともに、関係機関と連携し、認証取得の支援を行います
- ・農産物直売所へ出荷する生産者など、生産者団体に属さない小規模な農業者への GAP の普及を促進します

¹⁷ 農業生産工程管理（GAP：Good Agricultural Practice）：「適正農業規範」と呼ばれ、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

¹⁸ グローバル GAP：欧州を中心に世界 100 か国以上で実践される GAP の世界標準

数値目標

ビジョンの実現に向けて、4つの基本目標の達成度合いを測定するため、その数値目標を設定します。

1 【分野 人】 農業経営基盤の確立

項目(単位)	【基準】 H28 年度	【中間】 H33 年度	【目標】 H38 年度
認定農業者数（経営体）	309	360	410
認定農業者年間農業所得総額（百万円）	1,660	2,050	2,300
年度当たり新規就農者数（人）	5	8	8
農業法人数（法人）	24	30	40

2 【分野 農地】 農業生産基盤の整備と維持

項目(単位)	【基準】 H28 年度	【中間】 H33 年度	【目標】 H38 年度
農振農用地面積（ha）	※H27 7,024	6,950	6,850
農地中間管理事業による集積面積（ha）	20	120	220
年度当たり荒廃農地解消面積（ha）	2.6	4.0	4.0

3 【分野 生産】 安全・安心な食料の供給

項目(単位)	【基準】 H28 年度	【中間】 H33 年度	【目標】 H38 年度
農業産出額（千万円）	※H26 1,037	1,100	1,200
主要養魚出荷額（千万円）	※H27 25	27	30
地産地消推進の店認定数（店舗）	123	180	250
地場産品を積極的に購入する人の割合（％）	89	90	95

4 【分野 農村】 活力ある農村づくり

項目(単位)	【基準】 H28 年度	【中間】 H33 年度	【目標】 H38 年度
中山間地域等直接支払交付金対象面積（ha）	268	275	280
市民農園利用区画数（区画）	125	150	200
環境保全型農業直接支払交付金対象面積（ha）	26.9	35.0	50.0

● 地域ごとの農業振興方針

本市は、大きく7つの地域で構成されています。それぞれの地域が持つ地勢、気候、風土といった特性や、長い年月をかけて培われてきた風習、地域文化などを生かしながら、地域ごとの特長を生かした農業振興を図っていきます。

1 浅間地域(平根地区を除く)

浅間地域は、都市化の進んだ市街地と、周辺部の水田を主とした農村地域からなっており、構造改善事業により整備された水田において、稲作を主とした効率的な農業経営が行われています。

岩村田、中佐都地区を中心にリンゴ、モモなどの果樹栽培が行われており、新しい化等の新技術の導入も行われています。

小田井地区をはじめとする畑作地帯ではズッキーニ、ミニトマト、レタス、キャベツなどの野菜類や、キク、カーネーションなどの花き栽培が行われています。

今後、水田農業については、都市的土地利用との調和を図りながら、農地の利用集積を通じて、経営の規模拡大を図ります。また、園芸品目については、果樹や野菜等の団地化を進めるとともに、佐久平駅周辺の商業施設と連携した体験型農業など多様な営農の展開を図ります。

2 野沢地域

野沢地域は、主に水稻栽培が中心であり、鮎を水田で飼育しながら水稻を栽培する「ふな米」や「高原のしずく米」などの特別栽培米が生産され、評価が定着しています。また、水稻を主体とする複数の大型経営体が存在することから、今後は、これらの担い手への農地の利用集積を進めるとともに、米のブランド化を図るため、食味などの品質の向上を図っていきます。

千曲川流域においては、豊富な水資源を生かして養鯉や水田鮎等の養魚が盛んであることから、担い手確保や消費拡大などにより、水産物の生産振興を図っていきます。

東立科地区などの山間部では畜産が盛んであり、耕畜連携の取組をさらに進めるとともに、ヘルパー制度を活用した農業者の労力軽減を図っていきます。

また、傾斜地ではプルーンやリンゴなど果樹栽培も行われており、補完労働力の確保とともに、リンゴのオーナー制度などを活用した都市農村交流を推進していきます。

3 中込地域

中込地域は、平坦地は主に稲作が展開されていることから、生産組織や担い手による農地の利用集積や経営の効率化を進めるとともに、人・農地プランの話し合いを通じて生産組織や農業生産法人等の経営体の育成を図ります。

また、中山間地域では、野生鳥獣害防止対策への支援を進め、荒廃農地の発生に歯止めをか

けるなど、農業基盤の維持に対する支援を行っていきます。

4 東地域(平根地区を含む)

比較的、中山間地域の多い平根地区では、特産品であるモモ・プルーンなどの果樹栽培が盛んで、団地も形成されています

また、新規就農者を含む担い手により、ミニトマトなどの野菜や切り花等の栽培が行われています。

野生鳥獣による被害を防止し、農地の荒廃化を防止していくとともに、新規就農者の確保と定着、担い手への農地集積や品目ごとの団地化を推進するほか、女性や高齢者でも生産しやすい軽量作物や省力栽培技術の普及などの取組に対し支援を行っていきます。

5 臼田地域

臼田地域は、水稻を中心に果樹、花き、野菜との複合経営が行われてきました。また、有機栽培に対する取組が盛んな地域であり、米、果樹、野菜などの減農薬栽培や有機栽培などの取組が行われています。臼田地区は、日本でのサンプルーン発祥の地となっていることから、新品種や新技術の導入などにより、プルーンをはじめ特産果樹の生産振興を推進します。

また、畜産農家との連携により、臼田堆肥製産センターで製造された堆肥を利用した有機農業を推進し、付加価値の高い農産物の生産を進めるとともに、リンゴオーナー制度の活用や友好都市での物産販売等により、都市農村交流を推進していきます。

6 浅科地域

浅科地域は、ブランド米である「五郎兵衛米」の産地として、水稻を中心とした水田農業が営まれてきました。

また、6次産業化に取り組む大規模の養鶏場をはじめ、地域の伝統的な特産品により地域活性化を目指す農業生産法人の活動など、生産・加工・販売が一体となった新たな産業の創出の動きが盛んに行われています。

一方で、近年は農業者の減少や高齢化などにより荒廃農地が増加しています。今後は、農地の利用集積等により経営基盤の強化を図るほか、生産性を維持しつつ食味の向上を図り、ブランド米としてのさらなる地位の確立を目指すとともに、地域の特産品を活用した商品開発や消費拡大を推進していきます。

7 望月地域

望月地域は、長者原地区において、キャベツ、ハクサイ等の高原野菜の大規模経営が営まれているほか、谷沿いに水田作が営まれています。

さらに、酪農、肉牛、ブロイラー等の畜産も盛んで、薬用ニンジン等の特用作物の栽培も行われ、後継者や新規就農者の定着が図られるなど、農業基地を形成しています。

長者原地区の野菜生産基盤施設や、土づくりセンター、アイス・ヨーグルト工場等畜産関連施設の整備・拡充により、地域資源の循環を推進するとともに、産地力、ブランド力の強化を図ります。

また、シカやイノシシの被害が野菜生産地を中心に増加していることから、野生鳥獣対策の強化を図るほか、中山間地域等直接支払制度を活用し、荒廃農地の発生防止を図っていきます。

そのほか、有機農業等を目指す個性ある農業者や新規就農者、農林水産省顕彰の料理人など、特徴的な取組が見られることから、これらの地域特色を市内外に発信していきます。